

令和元年第2回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

令和元年6月18日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

2番	今 枝 和 子	3番	高 田 浩 視
4番	寺 町 茂	5番	河 村 志 信
6番	澤 村 均	7番	堀 部 好 秀
8番	鏑 本 規 之	9番	黒 田 芳 弘
10番	臼 井 悦 子	11番	道 下 和 茂
12番	村 瀬 明 義	13番	若 原 敏 郎
14番	瀬 川 治 男	15番	上 谷 政 明
16番	大 西 徳三郎		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	早 川 謙
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	畑 中 和 徳
企 画 部 長	大 野 一 彦	市民環境部長	洞 口 博 行
健康福祉部長	久 富 和 浩	産業建設部長	原 誠
林 政 部 長	古 沢 弘 康	上下水道部長	翠 直 樹
教育委員会 事務局 長	溝 口 信 司	会計管理者	加 藤 健 二

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	鷲 見 誠	議 会 書 記	大久保 守 康
議 会 書 記	山 本 憲	議 会 書 記	松 井 俊 英

開議の宣告

○議長（鰐本規之君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場面を放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鰐本規之君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号14番 瀬川治男君と15番 上谷政明君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（鰐本規之君）

日程第 2、一般質問を行います。

4 番 寺町茂君の発言を許します。

寺町議員。

○4 番（寺町 茂君）

皆さん、おはようございます。

一般質問をさせていただく前に、皆さんお住まいの本巢市の広さというのを御存じかどうかという事で少し話をさせていただきますが、南北に43キロと非常に長く、東西17キロ、43キロと17キロメートル、長方形の紙を持ってきましたが、長方形にすると掛け算すると面積が出ますが、幾つになりますかね。731平方キロメートルで、本巢市の面積は実際375平方キロメートルで、ほぼこの長方形の半分です。多少いびつな形をしておりますが、それを真つ二つに切って三角形を逆さま、逆三角形にしたような形の375平方キロメートルになっております。

山林面積が375分の323ということで86%、その山林がこの上部の三角形の面積の広い部分に集中しているというようなことで、ここに降雨が降ると細い部分に集約してくるという、こういう地形になっております。北部は、能郷白山の1,617メートルを頂点に屏風山、それからほかに明神とか左門とか1,000メートル級の山が壁のようになっておりまして、そこから急峻に勾配が低くなっておりまして、そこに降った雨が徐々に谷から谷へ集約されて、西谷、東谷を形成し、樽見で合流す

るわけですけど、樽見の地形は標高165メートルになっております。ということは標高差1,000メートル以上流下してそこで合流すると。さらにそこから南部に山間地が続いておりまして、その中を蛇行しながら山口より平地に出ると。その山口の標高が53メートルという、こういう地形をなしております。こんなことをちょっと頭に入れておいて一般質問を聞いていただきたいと、そんなことを思います。

通告に従いまして一般質問をさせていただきますが、1番目に防災についてお伺いしたいと思います。

最近、気象庁の発表で、平年から大きくかけ離れた天候により社会的に大きな影響をもたらした現象と、こういう項目がありまして、その中に昨年度の7月豪雨が記載されておりました。1980年以降最大の雨量ではなかったかというようなことが書かれておりました。また、近年、線状降水帯という、雲の塊によって局所的な豪雨であったり、台風が温暖化によって巨大化して、それが上陸する回数がふえたりと、非常に日本全国的に危機的な状況にあると。そんな状況下であって、つい先般、梅雨入りをしたと。現在のところまでさしたる被害状況は届いておりませんが、またこれから梅雨末期、さらに台風の襲来時期を迎えるに当たって、防災について本市はどのような取り組みがあるのか、また市民に安全・安心を訴える行政の施策がとられているのかと、そのようなことについてお尋ねしたいと思います。

まず1問目でございますが、近年、豪雨によって当然堤防が破堤したとかいう災害は聞くんですけど、実は倒木、もしくは落下した折れ枝、そういったものの流下物による被害というものもかなり下流域で出ていると。資料としてつけようと思ったんですけど、ちょっと今回非常にたくさんの資料があつてつけられなかったんですけど、1枚用意だけはしてあつたんですけど、昨今の昨年の7月豪雨の後の状況なんですけど、まず大野町のゆ〜みんぐというプールのある前の、根尾川床固め工、ここに推定30メートルぐらいの杉の倒木がかかったまま残っておりました。さらに下流に行くと、四日市のコンテナ港に大量の倒木や折れ枝がたまって、コンテナ移送に支障が出たと。さらに伊勢湾の西岸の海水浴場、四日市市とか鈴鹿市等の海水浴場に非常にたくさんの倒木が流れ着いて、その撤去に対して全国からボランティアが集まって撤去したというようなことがございました。

その7月豪雨の後に、さらに台風が2回ほど襲来しておりまして、最初の説明のように非常に多くの山林を抱える本市にとって、非常にたくさんの倒木や折れ枝等が存在するものと思われます。実際に、釣りをする仲間とか登山をする仲間から、この谷はひどいよ、入っていける状態じゃないというような話等も聞いております。そこで、昨年度でしたかね、そういった倒木処理についての一般質問された方があり、補助によってそういった倒木処理を進めているというような御答弁をいただいておりますが、倒木、折れ枝等の実態、さらにその倒木等撤去事業の進捗状況についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を古沢林政部長に求めます。

古沢林政部長。

○林政部長（古沢弘康君）

昨年の台風により落下した枝、倒木の量の推定、倒木処理の進捗状況についてお答えします。

本市での倒木被害は、市職員による巡視、林業事業体等からの報告により、0.1ヘクタール以上の被害地を根尾地域で20カ所、本巣地域で3カ所確認していますが、詳細な被害面積や倒木の割合は実際に処理を進めないと明らかにならないこと、台風により落下した枝の判別ができないことなどから、倒木や枝の量を推計することは難しいと考えております。

次に、民有林での倒木処理の進捗状況でございますが、作業に危険が伴うこと、多額の費用がかかることから、緊急性が高い箇所を中心に処理が進められております。昨年度は県の補助事業を活用し2カ所で処理が行われ、今年度は県発注の治山事業で3カ所、林業事業体が県の補助事業を活用し3カ所、補助金なしで自力での処理が3カ所で計画されております。そのほかにつきましては、林業事業体等が事業主体となり、被害状況、森林所有者の意向を勘案し、予算の確保ができた箇所から処理を進めていくと聞いております。

また、森林から谷に木が倒れ、下流に木が流れるおそれがある箇所につきましては、市単独事業で昨年度4カ所、今年度2カ所で処理を行いました。

最後に、国有林の状況でございますが、管理者の岐阜森林管理署に確認したところ、これまで林道沿いの倒木処理を進めており、今後も巡視等による被害の把握や緊急性を考慮しながら処理の検討を行うと伺っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

倒木、折れ枝等なかなか量を推定するのは難しいということで、順次撤去をされるということでございますが、これからまた豪雨や台風の到来シーズンでございますので、少しでも活用できる補助制度とか利用して、迅速かつ的確な対応に臨んでいただきたいと、そんなようなことを思います。

続きまして、関連事項で2番目の質問に入らせていただきます。

昨年度、第3回の議会について、山口頭首工の改修についてのお尋ねをしたところでございますが、山口頭首工も十数年前でしたか、倒木の被害によって開閉が困難になったというような事態が発生しております。まず、昨年度の質問時に協議会を立ち上げて、ちょっと時代が変わりましたが、令和にすると令和3年度より改修の着工をするというような御答弁をいただきました。その折に、徐々に災害がふえておるので少しでも早期実現に向けて努力をしてほしいというような要望をさせていただきましたが、その後の進捗状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議員御質問の山口頭首工改修の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

平成30年11月14日に山口頭首工用水管理協議会を設立し、頭首工の管理規程や用水取水に係る管理規程の協議にあわせ、県営事業としての事業主体である岐阜農林事務所をオブザーバーとして招き、事業進捗及び計画について報告をいただいております。

現在の進捗状況につきましては、事業主体である岐阜県に確認したところ、平成31年2月28日付で慣行水利権から許可水利権への移行に伴う河川法第23条、第24条の許可申請を国土交通省中部地方整備局長へ申請し、受理されているとお聞きしております。

また、事業採択につきましては、平成31年4月19日付で東海農政局より農村地域防災減災事業、農業用河川工作物等応急対策事業の事業実施地区として採択され、本格着手の運びとなっており、本年度は頭首工改修工事に係る実施設計と、工事着手に向けた河川法等の許可申請協議を河川管理者と行い、計画より1年早い次年度の工事着手に向かって準備をしていると伺っております。

今後の予定につきましては、用水管理協議会で管理運営に係る規程等を継続協議し、早期に事業効果を発揮できるよう事業を促進してまいります。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございます。

昨年度の御答弁よりも1年早まるというような御返答をいただきまして、非常にありがたいと思っております。

続きまして、同じく山口頭首工についてお尋ねしたいと思います。

改修時期が1年早まるであろうというような御答弁を今いただきました。先ほども述べましたが、十数年前に倒木で被害があって開閉が困難な状況になったと、そういった問題も含めまして、今回改修に向けてその強靱性、もしくは水位が高くなるとどうしても水門というのは開閉スピードが遅くなります。水圧が大きくなりますので。さらに、初期段階で流れてくる小さな流下物、そういったものが挟まったりする場合も開閉が難しくなるわけですが、こういったことに対しての配慮、強靱性等加味された設計がされるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議員御質問の山口頭首工の流下してきた倒木や折れ枝等に対する対策は、また流下物

に対する強靱性について、計画段階でどの程度加味されているかについてお答えをさせていただきます。

現在、山口頭首工取水樋門のスライドゲートは6門設置されていますが、経年劣化等により動作不良箇所が見られます。平成28年度に岐阜県で実施された健全度評価においても、スピンドルの接触により負荷がかかっていること、巻き上げ機の性能低下により開閉に支障を来しているとの評価を得ており、水門本体のコンクリートにつきまして、経年劣化によるひび割れが見られます。

洪水時には、根尾川の流水が糸貫川へ流入しないよう、山口頭首工の取水樋門が全閉されますが、山口頭首工の管理者である席田井水土地改良区に確認したところ、さきに申し上げました事象により動作速度の鈍化が起因し、流木の干渉によるゲート操作が困難であったとお聞きしております。

岐阜県による改修計画では、ゲート構造については未定であります。取水樋門6門を全て更新する計画です。更新後は動作速度が格段に向上することにより、洪水時においても迅速かつ円滑な操作が可能となることで、流木に対する対策を講ずることができると考えております。

流木等の流下物に対する強靱性については、スライドゲートは材質が鋼製で計画されており、流下物の衝撃にも耐える強度と剛性を有するとともに、振動、座屈に対して安全な構造で設計されています。また、水門本体のコンクリートは、耐摩耗性及び耐衝撃性のある表面保護工での設計となりますので、強靱性を確保できるとお聞きをしております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

設計上は非常に開閉速度の向上、さらに剛性、衝突安全性等を備えたものにされるということのようなことで少し安心はしましたが、この作動させるタイミングというのがまた問題になってくると思います。できるだけ早期に対応できるように、管理されている、これは井水組合になるのかな、との協議の上で、開閉タイミングというものを市側とよく協議の上で、迅速な対応をお願いしたいと思います。とにかく、これが下流においても非常に大きな災害をもたらす原因となる頭首工となると思いますので、確実な改修と確実な操作に対する迅速性を確立していただきたいと、そんなようなことを要望したいと思います。

続きまして、4番に入らせていただきますが、近年、平年と大きくかけ離れた豪雨と、こんなが増加しておりまして、当初は時間雨量50ミリというような雨がすごい雨だという印象を持っておりましたが、近々では100ミリを超えたというようなことが当たり前に聞こえるような、そんな状況になってきております。それに伴ってハザードマップ等の見直し等がされておるわけですが、実際はというと、自治会長さん等近隣住民から、もしもこういったときに特別警報したら自治会長としてどう動いたらいいとか、実際に冠水してきたら住民に対してどういうふうに指導したらいいかというような、こういったことがわからんのかという質問があったりとか、場所によって

は避難所が冠水する場所になっているので、どうやって対処したらいいんですかと、こんなような声が聞こえてくるわけでございます。実際に、昨年度7月豪雨で本市も根尾の東谷がかなりひどい雨に遭いまして、市長さん初め行政の方々の迅速な対応で人的な被害はない状態で済んだことは幸いだったと思いますが、今後、線状降水帯等が本市の山間地にかかるような事態もないとは言えません。そのような中で、各自治会、住民等に対して災害時の避難、そういったことに対する徹底指導がされているのかどうかということをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

線状降水帯を含む豪雨や台風などの風水害の対応につきましては、岐阜地方気象台が発表いたします気象予報や土砂災害警戒情報、河川管理者が発表いたします河川の水位情報を踏まえまして、気象状況に応じた市の災害対策本部の体制、住民への避難情報発令のタイミングや周知すべき住民の行動をまとめました風水害タイムラインというものを市で策定しておりまして、これに基づきまして対応しているところでございます。

また、本年3月に内閣府におきまして、平成30年7月豪雨の被害の検証結果を踏まえまして、避難勧告等に関するガイドラインが改定されまして、豪雨で土砂災害や洪水の危険が予想される際の行政や住民がとるべき行動を4段階としていた警戒レベルを、既に災害が発生し、住民は命を守る最善の行動をとる必要があるとしたレベル5が新たに追加されましたことから、本市の風水害タイムラインもあわせて改定をしたところでございます。

このタイムラインにつきましては、昨年5月に全戸配付いたしました洪水ハザードマップとともに同封いたしました。ちょっと持ってきましたが、こうした防災ハンドブックというものを同封させていただきました。この中に、住民自身が時系列に記入できますマイタイムラインのページを設けまして、市民一人一人がみずからの命を守る自助について周知させていただいたところでございます。

このほかにも、これまでに配付いたしました地震防災マップ等にも災害発生時の行動や日ごろからの備え、我が家の避難場所、避難経路等を記載し、災害への対応方法を周知させていただいております。しかしながら、こうした行動や備えが住民に理解されていないのは、本市だけではなく全国的な現状だというふうに考えております。

こうしたことから、本年3月に改定されました国の避難勧告等のガイドラインでは、国も行政指導のハード対策・ソフト対策には限界があること、これからは国民全体で共通理解のもと住民主体の防災対策に転換する必要があると明言されております。住民は、みずからの命はみずからが守る意識を持ち、行政は、住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する社会を目指すこととなりました。

本市では、この改定以前から既に多くの自治会におきまして、自分たちの地域は自分たちで守る

ことを意識されまして、避難先の検討や備蓄食料・資機材の調達などさまざまな対策を講じられているところでございます。市といたしましては、今後につきましても今回の改定を踏まえ、市内の全自治会が市の指導を待つのではなく、みずからの地域の安全をみずから考えまして、地域の実情を踏まえた防災対策が講じられますよう、引き続き防災教育の実施やわかりやすい避難情報の提供、自治会と連携した防災訓練の実施に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○４番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

部長が言われるように、最終的には住民主体というスタンスに持っていけないといけないと、それは重々わかるわけですが、なかなか浸透していないのが現実でございまして、自治会においては非常にそういった防災意識が高くて、独自の防災訓練をされたりとか民間のそういった団体を講師に招いて講演を聞いたりとか、そういったことをされているところもございしますが、全くこういった、せっかくハンドブックにマイタイムラインというのを入れてもらっても、ただ配られて、それが活用されているのかどうかというのがわからない状況のところはかなりあるというようなことで、せっかく防災ハンドブックを配られてマイタイムライン、それに自分の身を守る自助の方法が見えてくるような仕組みになっておれば、そういったことを、また後でも質問させていただきますが、そういったことも防災訓練の初期段階の訓練として成り立つのではないかとというようなことで、防災訓練のあり方等で自助もしくはそういった自治会における自主性が大事だというようなこういった意識づけをする、そういった手助けを行政がどんどん積極的に今していかなければならない、そういう段階にあるのではないかと、そんなことを思いますので、ぜひともそういった周知に向けて努力をしていただきたいと、そんなことを要望させていただきます。

続きまして５番目の質問でございますが、避難所について質問させていただきます。

実は私、自治会長をさせていただいておる平成２６年度に、土貴野小学校区に自宅がございまして土貴野小学校区の自治会に声をかけまして、８自治会のうちの５自治会で屋井の工業団地も参加していただきまして、避難所を開設・設営する図上訓練であるＨＵＧというものを実施しました。その実施に当たって、会場となる土貴野小学校に、どの学校にもそういった開設マニュアルというものがあるわけです。当時の先生に土貴野小学校の避難所マニュアルを見せてくださいというお願いをしたところ、どこにあるんだろうということでごそそと書類を探されて出てくるような段階で、どの教室を開放できてどこはだめだというようなことを全く把握されていないと、そんなような状況がございました。避難所というのは、初期段階ではやっぱり開設するに当たって行政側が登録しないと開設しないわけございまして、運営に当たっては地域住民等が協力し合って運営していかなければならない、そんなように認識をしておりますが、まずもって、そういった避難所の運

営マニュアルが全く職員の間にも、この一つの学校だけかも知れませんが、徹底されていなかったと。ありかさえわからなかった状況でした。実は、避難所の開設等については文部科学省から、これも資料をつけようと思いましたが、非常に分厚いものでしたので、文部科学省のほうから、地域の避難所となる学校施設のあり方というようなこういった指針が発表されております。その中で、地域の避難所となる学校のあり方の中で、避難所の運営を円滑に行うためには、あらかじめ具体的な運営方法を定め、関係者の共通理解を得ることが不可欠であると。このため防災担当部局、学校設置者、学校自主防災組織、地域住民等が互いに連携し合って、地域防災に取り組む体制を構築し、これらを関係者に周知しておくことが重要であると、このようなことが書かれた項がございます。近年、気象状況の変化で非常に豪雨が多いし、台風も巨大化して上陸することが多い。さらに地震も近年ふえていると、こういう世情の中で関係者の連携強化、周知、こういったものを早期に実施していく必要があると、このように強く感じております。

そこで、避難所運営に関して、この事前の連携体制、それから開設に対する設営・開設訓練といえますかね、こういったものの実施が必要であると、まず初期段階では必要であると思います。そういった開設訓練を経た上で、地域住民を交えて開設、さらにある程度の運営訓練等を定期的に実施していく必要があると強く感じておりますが、この避難所開設に当たっての連携強化、さらに開設の訓練、その後の開設運営訓練について、どのように市はお考えか、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長と溝口教育委員会事務局長に求めます。

初めに畑中総務部長に答弁を求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

避難所の開設・設営訓練等の考えはということでございますが、本市では、平時から地域防災計画に基づきまして市の対策本部における各部局内の各課を班といたしまして、各班の役割を明確にしております。各班は毎月28日の防災点検の日や市総合防災訓練の機会を活用いたしまして、関係機関との連携も含め実効性が高くなるよう努めているところでもございます。

なお、避難所の開設・運営に当たりましては、教育委員会部局が中心となって対応することとしておりますが、毎年、市の総合防災訓練時には、避難所運営マニュアルに基づきまして、避難所となる各小・中学校におきまして学校関係者も参加いただきながら、避難所の開設と避難所内の部屋割りなどを確認する訓練を実施し、災害時に速やかに避難者を受け入れられるようにしておるところでもございます。

また、平成27年度には、避難所や市内各施設職員が速やかに避難所運営に対応できるよう、避難所運営に関する図上訓練、HUG訓練でございますが、これを実施しております。

また、このほか、避難所運営におけるコーディネーターの役割が期待されます防災士につきましても、今年度防災士のフォローアップ研修におきまして、同様のHUG訓練を実施することとして

おります。

なお、今後につきましては、避難所における実際の運営していただける方、いわゆる自治会長さんになろうかと思いますが、こうした方につきましても、その役割を認識していただくよう防災訓練などの機会を通じまして周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鰐本規之君）

続いて、溝口教育委員会事務局長に答弁を求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

失礼いたします。

学校における避難所の設営訓練についてお答えをさせていただきたいと思います。

子どもたちの命を守り抜くというためには、いざというときの備えは不可欠であります。教育委員会におきましても学校等防災基本計画を整備し、毎年確認・見直しをしながら防災教育を推進しておるところでございます。

また、いつ起こるかわからない災害に備え、避難所となる市内小・中学校では本巣市避難所運営マニュアルを常備いたしまして、校長・教頭を中心に全教職員でその内容を共有しております。市内校長会では、このマニュアルを持ち寄りまして、多面的に確認をいたしまして意見交流をし、随時マニュアルを見直しているところでございます。

本年度におきましては、早期に全ての学校で避難所設営訓練を実施しました。訓練では、まず避難所開設職員、これは教育委員会職員でございますが、が避難所を開場いたしまして、学校管理職の方と職員とともに防災倉庫の備蓄の状況の点検、それから施設の使用計画など、実際の場所で手順や問題点を確かめております。

今回の訓練は、昨年度台風によりまして避難所を開設いたしました根尾地域からスタートいたしまして、特に、今年度新たに本巣市に着任をした校長先生の学校を優先に順次訓練を進めてまいりまして、この6月13日までに全ての小・中学校で訓練が終わったところでございます。地震災害や風水害がいつどこで起こるか予測が大変難しいということから、自他の命を守るための防災教育とともに、いざというときのための備えについては、今後も重要課題として取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

周知徹底等行っていただくと。避難所の開設については、この通告書を出してからきょうまでの一般質問の間に、もうかなり進行しているというようにお聞きして、非常に安心しております。

若い人たちというのは、それこそ体育館の鍵をあげよと言われても実際に鍵のあげ方を知らない

人もいます。なぜかという、ほとんどカード式やったり指紋式でやっているの、鍵穴に挿して回す鍵というのは知らないという方が見えたりということで、確かにHUGを、図上訓練をやられることも大事ではございますが、現場でそれぞれの場面に直面したらどうなるかというような現地訓練が非常に重要になってくると思います。とりあえず、職員間での避難所の開設訓練をされたということでございますので、次期は地域住民や自主防災組織、自治会の自主防災組織等交えて、さらに充実した訓練の実施をお願いしたいと、そのように要望して次に移ります。

次の6番目でございますが、防災訓練が8月の最終日曜日に行われておるわけでございますが、先ほどもありましたように、自治会においては、非常に積極的に独自の訓練をされているところもあるが、一方で、避難所にみんな来ましたが、そこで報告書を出したら、はい解散していいよというようなところもいまだにあるようなお話を聞いております。

実際に有事の場合というのは、先ほどの避難所を設営したり運営に当たったりとか、今まで経験したことのないようなことがたくさん降りかかってくるわけでございます。そういった初期段階の、何が起きてどういう対応をしたらいいのかというようなことを、公助がやってくる間までどうするのか、こんなことを体験したりとか、もしくはお話を聞くようなことでもいいですので、そういった内容を盛り込んだりするような防災訓練であったり、ましてや、毎回暑い夏に行われているわけですが、災害というのは必ずしも夏に来るわけではなくて、寒い時期にも大雨の時期にも来ますので、時期的なことも固定化していいのかというような疑問があるわけで、今後、内容的なこと、時期的なことも適宜変更していったらどうかというような思いがあるのですけれども、市側としてはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

市の総合防災訓練につきましては、合併以来、防災の日でございます9月1日または直前の日曜日に、市全体の防災対応を確認することを目的にいたしまして総合防災訓練を実施してまいりました。

総合防災訓練の開催時期につきましては、これまでの実施により、市民の皆様に8月の最後の日曜日または9月の1日というところで定着してきておりますことや、関係機関あるいは自治会の行事の年間スケジュール、さらには児童・生徒が参加しやすい時期でもございますことから、現在の8月の最終日曜日に実施していくことが望ましいというふうに考えております。

訓練想定につきましても、これまでと同様、風水害と地震災害というのを実施していきたいと思いますが、内容につきましては毎年内部で検討いたしまして、なるべく実効性の高いものというところでメニュー等組ませていただいております。しかしながら災害につきましては、時期を問わずいつ発生するかわかりませんことから、先ほども申しましたとおり自分の命は自分で守るという認識の中で、市の防災訓練のほかに自主防災組織、自治会におきまして、それ

ぞれ時期を変えてみたりとか、いろいろ想定した訓練を実施していただきたいというふうに考えております。その際には、職員や防災士の派遣、講師の紹介、防災講習会の実施等、共助を高める支援をさせていただきたいというふうに考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○４番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

確かに、多くの方が参加されるには時期的にはいいのかもしれません。実際問題としては、自主防災組織と自治会にオリジナルで訓練をしていただくような、そういった方向性がいいのかと思います。市費で防災士がかなり多くの人数が誕生しておりまして、毎年、ことしも６月30日でしたか、フォローアップ講習が行われると。そういった中で、リーダーたる役目というものを指導していただいて、そういった方が各自治会の自主防災組織において、例えば、初期段階はこういうことをしたほうがいいとか、こういうことが起こるとか、こういった出前講座みたいなものの実施をするとか、自治会独自で冬季に簡単な訓練でもいいから行ってくださいというような、そういった役目をぜひ担えるようなフォローアップ講習をしていただきたいと、そのように思いますので、防災士等の活用も積極的に行っていただきたいと、そんなように思います。

続きまして７番目でございますが、昨年７月の豪雨におきまして、関市においてかなり大きな冠水被害がございました。そのような事故がいつどこで起こるかということは全くわかりませんので、先ほども言いましたが、線状降水帯が例えばこの本市の山間部にかかったというようなことがあった場合に、早期に察知するにはどうしたらいいのかと。たまたま、またこれもちょっと分厚かったので資料につけませんでした。揖斐河流域の水防災協議会という、揖斐河流域の11市町だったかな、参加している、これが出しているビジョンがございまして、その中に、的確な水防活動のための取り組みということで、水防資機材の整備状況の把握を行い、不足している資機材の配備を行うというような項目がございまして、先ほど来述べておりますように、本市は非常に広大な323平方キロメートルという水源地を抱えております。これというのは、下流の地域にとっては非常に脅威になる可能性もあるということで、早期に雨量を察知したりとか水位の変動を察知する、そういったためにはこういった資機材の充実というのは不可欠であるというのか、ここの水源地を抱える市の責任であると、そのように感じるわけでございます。

つきまして、市長に今後の対策等指針についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

先ほど来、寺町議員のほうから防災について大変示唆に富んだ数々の御指摘、また御提言をいただいております、大変ありがとうございます。我々も市民の安全・安心を守るということを第一優先にしながら、今までもずっと防災対策に努めてきておるところでございます。

そうした中で、先ほど総務部長のほうからお答え申し上げておりますように、なかなか国もいろいろやっていただいていますけれども、やはり最終的には国民、いわゆる市民がみずからの命は自分で守る自助、そしてまた、それぞれの地域でお近くの方々が助け合って被害から免れるといういわゆる共助、やっぱりこれからは自助・共助をしっかりと仕組みの中に取り入れてやっていかなければ、国民、また市民の安全・安心は守れないということが、国のほうでも明確に出されております。

我々も、今まで過去何度となく避難勧告等も出させていただいてやらせていただいておりますけれども、なかなか周知はできていないというのが実態でありまして、やはり今まで過去にそういったことに遭ったことはない、じいちゃんの代からずっと、ばあちゃんの代からずっと住んでいるけど全然何もないよと、何を言っておるんだという感覚でおられる方が大半でありまして、それで遭っていないから今現在生きておるわけですがけれども、やはり遭わなければ、なかなか自分自身の問題として捉えていただけないというのが現状であります。これは本県市民だけではなくて、全国的な問題であるということは、先ほど総務部長がお話し申し上げましたし、それを踏まえて国もそういう方向で対策をやっていくというふうに認識をしているところでございます。

我々も、こういった中で、今までも揖斐川・根尾川流域、また中小河川等々にいろいろな整備をずっと進めてきております。特に根尾川については、揖斐川本川のほうに徳山ダムができたおかげで、大変洪水調整というのでできてまいりました。揖斐のほうで降った雨もかなりの部分が徳山ダムで洪水調整ができるというふうになりまして、根尾川にはあいにくすぐに水が流れていくということで、降った雨がすぐ本川に流れ込むということで、大変すぐ量がふえるんですけれども、揖斐川水系の本川の徳山ダムのおかげで、絶えず根尾川の水位よりかも揖斐川の水位のほうが低い状況が近年続いておりまして、そのおかげで根尾川の水がすぐ合流地点で揖斐川本川に流れ込むということで、大変ありがたいこういう状況が続いております。これができなければ、常に全国でもありますように、いわゆる逆流、バックウオーター、揖斐川本川のほうが川幅も大きいですし流れも強い、根尾川のほうは川幅も狭いし流れも弱いということで、多分合流地点で、もし揖斐川のほうが多くなれば、間違いなく根尾川は逆流してきて大氾濫を起こすということにつながるというふうに思っておりますけれども、今のところ徳山ダムの洪水調整を超える量が、ありがたいことにこの揖斐川のほうに降っていないということで、根尾川のほうで去年は1,000ミリを超す雨が降っても、何とかこの根尾川が氾濫をせずに済んでいるということで、大変徳山ダムの効果というのは出てきているというふうに思っております。

それはただ、山のほうで降った雨でありまして、先ほど来お話がありますように、線状降水帯というのは山のほうだけではありません。平野部のほうも入ってまいります。特に関のほうで起こりましたものは、本来降らないようなところ、中小河川のところに一気に雨が降ったということで、

我々のこの地域も、本川じゃなくて住宅地内の地域に多くの雨が降れば、間違いなく中小河川、市内を流れる多くの河川に一気に水が流れ込む。そうしますと、一気に増水するというふうになりますと、関のほうで起こった事象が我々の本巣市内の南部地域のほうで起きてもおかしくはない、そんな状況であろうというふうに思っております。

そういったことで本題に入りますけれども、昨年の7月豪雨によりまして、市内の中小河川で浸水被害が想定される区域、それからまた氾濫防止対策が必要な区間において、これを岐阜県の河川管理のところの部分につきましては危機管理型の水位計、それを早く察知しようということで、市内河川に降った雨のことも把握、監視をということで、危機管理型の水位計が設置されたところでもございます。

本巣市内におきましても、早く感知ができるようにということで、犀川、また五六川、中川、政田川、また根尾の東谷川でこういった危機管理型の水位計が設置をされたところでもございます。

また、こうした水位計から得られる情報というのは、インターネットのホームページでずっと公開されておりますので、一定の水位を超えますと2分から10分間隔で観測が可能になっているということでございまして、我々はこれからこうした水位計などの状況をしっかりと管理しながら、市民のいわゆる水害時の避難対策強化というものに生かしていきたいなというふうに思っております。

また、あわせて、ちょうど総務省のほうからいろいろお話もございましたけれども、既に水害浸水想定区域図、そういったことも公表もさせていただいておりますし、また市はこういうものに基づいてハザードマップ等を出させていただいております。こうした情報をもとに、既に前にも設置しておりました風水害タイムラインというものも本巣市としては既に設置しておるわけですが、今回こうした危機管理型水位計または浸水害想定区域図などをあわせて、そういった状況も織り込んだ風水害タイムラインの改定もやらせていただきました。ということで、今後こうしたタイムラインに基づいて市民の安全・安心の確保ということに、適時的確な避難に伝わるような、そんな情報提供に努めていきたいというふうに思っております。

それと同時に、こうしたソフト対策ももちろん我々も一生懸命やっておりますけれども、やはり根本は、先ほど申し上げましたように揖斐川本川の徳山ダムと同じように河川の改修、やっぱりこの中小河川、市内を流れておりますこの中小河川、これをしっかりと改修していくことが大事だというふうに思っております。こういうことをしないと、ソフト対策ばかりではなくやっぱりハード、やっぱり未然にこういったものを起こさないような施設整備というのをしっかりとこれからもやっていかなければいけないというふうに私は思っております、これから河川改修は下からやってこなければなかなか上流まで来ないというのが原則ではありますけれども、やっぱりできるところから、対応可能なところから早くやっていけるような、そんな要望を、検討をしっかりとやっていきながら、これからも中小河川でのそういった災害が起こらないように、揖斐や根尾川本線だけではなくて中小河川での氾濫によって市民の安全・安心が損なわれることのないように、やっぱりハード・ソフト両面にわたってしっかりとした対応をしていく必要があるというふうに思っております。これからも皆さん方の御支援、御協力をいただきながら、市民の安全・安心確保というのに努

めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

非常に立派なというか、綿密なマニュアル等作成をしていただいております。それに対する住民の認識がなかなかついてきていないというのが現状だと思いますので、ぜひ住民に対するその意識高揚の機会を行政がお手伝いしながらつくっていただきたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

寺町議員に申し上げます。

次の質問に移る前に、防災のあれがありますので暫時休憩といたします。その次に2項目めに進んでいただければいいかと思います。

議員においては暫時休憩といたします。

午前9時57分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（鰐本規之君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

寺町議員、よろしくお願いいたします。

○4番（寺町 茂君）

続きまして、イベントについてお尋ねします。

合併から15年が経過しまして、旧4地域でイベントはそれぞれ開催されているような状態でございます。地域特性があるので、それがよいのか悪いのか個人的には判断できませんが、開催当初のコンセプトとちょっとずれたりとか、ちょっとマンネリ化しているのではないかと、こんなような意見が聞こえてきます。

そんな中でまず1つ目、花とほたる祭りについてお尋ねしますが、実際のところ、合併当初から協力参加させていただいておったんですけれども、蛍保護する活動に従事しておりますので、蛍の生息地の近くで大きな音をたてたりとか、明かりをこうこうとつけるというのはよくないということで、イベント会場だけでも本庁舎の前へ移動したらどうやという提言をさせていただいたんですけれども、何の返答もなかったのではばらく協力はやめておりました。今年度、なぜかまたちょっと蛍に関する学術的なものを出してくれということで渋々協力させていただきました。ただやはり、全国的な蛍の観光地を見ても、鑑賞会はやはり遠いところから歩いて、さらに長野県の辰野町などは結構ブラスバンドや演芸等のイベントやっておりますが、生息地ではない駅前広場とかでやって、生息地にはやっぱり近くまでシャトルバスで運んで見てもらうというような、こんなことがされて

おります。蛍の町ということで観光の売り物にもなっている資源でございますが、資源を守るという観点からも非常に違和感を感じるわけでございます。今後のこの蛍の花とほたる祭りについて、開催時期もしくは手法、内容について変更してはという考えがございしますが、いかがお考えかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鰐本規之君）

寺町議員に申し上げます。

質問時間が過ぎようとしておりますけれども、議長権限で延長することを許可しますので、しっかりと質問をしてください。

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、花とほたる祭りの開催時期、手法、内容についてお答えさせていただきます。

本巢市花とほたる祭りにつきましては、旧糸貫町において4月下旬の日曜日に開催されていた糸貫町げんげ祭りと、旧本巢町において5月下旬の土曜日に開催されていた本巢ゲンジボタル祭りを、市町村合併を契機により効果的、効率的に開催できるよう一つにまとめ、本巢市花とほたる祭りとして毎年6月第1土曜日に本巢市民スポーツプラザにおいて開催されるようになり、ことしで15回目を迎えたところでございます。

イベントの主な内容といたしましては、市民によるステージイベントや市民によるバザー、また市民による花づくり花飾りを進めるため、席田小学校や土貴野小学校の児童が大切に育てた花をステージ前に飾るなど、市民が参加できるイベントとして多くの方から親しまれているところでございます。

一方で、蛍祭りという割に蛍に関する展示がない、照明を点灯し大きな音をたてているのはいかなものかななどの御意見が寄せられましたので、以前は午後8時30分まで行っていたイベントを、平成29年からは30分早め午後8時までとし、イベント終了後、来場者の方がゆっくり蛍鑑賞ができるよう配慮しているところでございます。

また、本イベントの開催趣旨の一つでもある蛍保護の意識を高めるため、本年度においては、どろんこ探検隊の御協力のもと、蛍の生態や市民協働による保護活動の様子を紹介するパネルをイベント会場内に設置し、多くの方に蛍保護の大切さを知っていただくとともに、チラシや会場内に蛍の鑑賞スポットを掲載したことにより、例年以上に多くの方に蛍鑑賞を楽しんでいただき、大変好評でありました。

また、ことしの花とほたる祭りでは、今後のイベントをより効果的、効率的に開催できるよう、来場者の方から、本イベントに対する感想や今後の地域イベントのあり方などについてアンケート調査を実施いたしましたので、いただいたアンケート調査の結果を精査し、今後のイベントの開催時期、手法、内容等について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

寺町議員。

○４番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

最後の質問ですけれども、蛸祭りも含めて市町村合併から15年目という節目の年を迎えて、本巢市一丸としてのPR、市民のつどい、つながりの場となるようなイベントへと転換していく必要性を感じますが、今後のイベント開催についてのお考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、イベントの見直しにつきましては、合併しまして15年が経過する中で、今までにも一般質問におきまして御質問いただいているところでございますが、今後の見直しに当たっての考え方と、それに向けた現在の取り組み状況につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

現在、市が関与しておりますイベントにつきましては、それぞれの地域に根づき、合併前より引き継がれてきた思い出の深いイベントでございまして、地域の方々を中心とした実行委員会におきまして企画・運営をいただきながら開催しているものでございます。

こうした中、イベントに対しましてはさまざまなお声もお聞きしているところでございますので、市といたしましては、今後のイベントのあり方を検討し、転換を図っていくために、職員による部局横断的な見直しを図るための専門部会を設置し、検討を始めたところでございます。この部会では、まず既存のイベントの現状や課題を整理し、その後、イベントのあり方などについてそれぞれの実行委員会にも御意見をお聞きしながら、具体的・統一的な見直しの方法などにつきまして検討していく予定でございます。

いずれにいたしましても、市民協働の考えのもと、行政主導ではなく、それぞれの実行委員会がこれまで以上に主体性を発揮していただくことにより、市民の皆様に真に楽しんでいただき、また喜んでいただけるイベントの開催に向け、今後引き続き検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

寺町議員。

○４番（寺町 茂君）

どうもありがとうございました。

すばらしいイベントに変更されることを期待して、質問を終わらせていただきたいと思います。
長時間にわたりありがとうございました。

○議長（鐔本規之君）

10時半まで暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（鐔本規之君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番 河村志信君の発言を許します。

河村議員。

○5番（河村志信君）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

市会議員となりまして7回目の一般質問になります。最初のころはよくわからないというようなことで言いわけが通りましたが、なれてきますと一般質問の重大さを感じまして、前日になりますとちょっと緊張で眠れないようなこともございます。昨日の御答弁というか、一般質問のやりとりの中にもございましたが、一蹴にされないよう精進いたしまして臨みたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

かつて日本におきまして高度経済成長という言葉がありました。かつてという言葉が言い過ぎか、今後もあるのかというのはわかりませんが、世界の情勢を考えますと、かつてのような高度成長というのは期待ができないんじゃないかなと考えております。ただ、少しでも経済的に安定し、よい生活をしたと思うのは、誰しもでございます。少しでも大きな家に住み、おいしいものを食べ、はやりの服を着て、よい車に乗りたいというのが本音かなと思っております。しかし、それには相応の収入が必要なわけで、当然削れる出費についてもやっていかないと健全な家計というのは成り立たないと。これについては行政も同じことだと考えております。限られた税収の中で予算の編成がされ、そして適正な行政の運営がとり行われるというふうに思っております。

では、質問に入らせていただきます。

ちょっと大きなテーマではございますが、政策総点検についてお尋ねいたします。

岐阜市において、2018年1月29日、新しい市長が就任されました。目玉政策として政策総点検を実施されました。

世の中にある言葉としまして、スクラップ・アンド・ビルド、それからリストラクチャリング、再構築ですね、それからパラダイムシフト、枠組みの変換など、多くの改革の言葉がございます。リストラといいますと何か人員整理と思われるところもありますが、決してそうではなくて、古くなったものをまた再度再構築していくような意味合いかと理解しております。

民間企業では、これはもう当然の活動として、熾烈な企業間競争を戦い抜いて業界で生き延びるには必須の活動であると思っております。最たるものとして、トヨタ自動車のカイゼンが上げられます。部品の調達から生産、販売に至るまで、全ての分野において無理、むら、無駄を排除し、部

品のコストを円単位ではなく何銭レベルの単位まで落として見直しを図り、組み立て作業においても、無駄な作業はないか、コンマ何秒の世界で無駄な作業を洗い出して改善を図っていくと。余分な動きはないか秒単位で注視し、生産コストの削減を図っていると。それで初めて世界の競争の中でトヨタが生き残っているんじゃないかというふうに考えております。言葉として、乾いた雑巾をさらに絞ると、それぐらいの気合いといいでしょうか、考え方で、企業さんは日々努力されているというふうに考えております。

岐阜市において2018年4月より約1年間にわたって行われた政策総点検、その趣旨は、行政の継続的な存置を図りながら、新たな施策の実現に向けて既存の事務事業を対象に棚卸し、よく御商売の中では在庫の確認ということで棚卸しを年度前にされるわけですが、棚卸しの意味を含め、地域や社会のニーズにマッチしているかなどの観点で政策点検を実施されました。各部署が持ち分の事業の洗い直しをされ、政策点検プロジェクトチームが調整を図り、最終は岐阜市の市長さん、副市長さん、各部長さんが決定したとありました。

点検は、全事務事業1,808件のうち901件について実施をされた。そのテーマとしましては、課題としましては、必要性、それから効率性、効果性、公平性の4つから評価を下し、特に成長を重視し、改善する事業、それから廃止する事業などに仕分けがされました。一つとしまして、見直しにより、地域社会、時代のニーズの変化に対応する。一つ、成果を上げる方法を考え、限られた予算を有効に活用する。一つ、職員の意識改革として、職員が自発的に改善に取り組もうとする意識を醸成するとございます。この3つをクリアし、将来にわたり持続可能な行財政運営を推進すると報告書は締めくくられていました。

その結果としまして、1,808件のうち改善が113件、約6.3%ですね、それから廃止が47件、2.6%、計160件、約9%、1割弱のところが見直された。岐阜市の予算は1,720億円ということで、本巣市はその10分の1ぐらいの規模になるわけですが、金額以上に、さっき見直された事業に従事されていた職員さんが他の事業へ振り向けられたとか、そういう効果も出ているとお聞きしております。

では、質問に入ります。

1番、岐阜市の政策総点検についてどう思われるか。

人口、経済基盤、インフラの整備等、諸条件が違うわけですが、その事例より見習うべき点、応用できる点などが本市にあるか、お尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

岐阜市が行われました今回の政策総点検につきましては、昨年2月に新たに柴橋市長が就任をされ、これを機に、総点検として新たな政策の実現に向け、行われたものであると認識をいたしてお

ります。しかしながら、こうした政策の点検は、首長の交代期のみに限らず、絶えず実施することが重要であると考えております。

現在、本市におきましても、事務事業評価制度の中で、岐阜市と同様に、評価視点と成果指標により点検を行っており、必要性、有効性、効率性、公平性の4つの視点にそれぞれ2つの評価項目を設け、8つの評価項目の結果から総合評価を行っているところでございます。

今回、岐阜市が実施されました政策総点検におきましても、事務事業をどのように実施したかというアウトプットよりも、どのような成果が得られたかというアウトカムを重視した事務事業評価がなされておりますことから、本市におきましても事務事業評価としてアウトカムの成果指標に係る評価・点検を実施しているところではございますが、今後の成果指標の設定に当たりましては、岐阜市が行われました手法等を参考にしていまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

事務事業評価制度の中で本市でも行われているということで、心強く感じました。

質問の2番に入ります。

事務事業評価制度があるということでございますが、実際に改善であるとか廃止等があるのか、どのように対応されているのかを質問させていただきます。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

本市の事業改善や廃止につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、事務事業評価制度の中で、その必要性や効率性などを総合的に分析・検証し、事業継続、経費削減に努め継続、事業縮小または再構築の検討、事業廃止・凍結の検討、この4項目により評価を行っているところでございます。

評価の手法につきましては、担当課で評価する1次評価、1次評価した事業を課長級の職員で構成する検討委員会で評価する2次評価、さらに2次評価した事業を外部の見識を有する方で構成する外部評価委員会で評価する外部評価の3段階での評価を実施しているところでございます。

どのような事業をどう改善すべきなのか、また廃止すべきなのかという点につきましては、これらの評価の過程及び結果を踏まえ、まずは担当部署においてそれぞれ改善・廃止などを判断し、その結果として市の方向性を決定しているところでございます。したがって、今の時点で改善・廃止が考えられる具体的な事業はお答えできませんが、平成30年度に実施しました事務事業評価では、2事業が事業縮小または再構築の検討の評価を受け、改善などを検討しているところでございます。過去には、平成26年度には2事業、平成25年度には3事業が事業廃止・凍結の検討の評価を

受け、次年度以降に事業を廃止したところでもございます。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5 番（河村志信君）

改善にしろ、廃止にしろ、一つ間違えますと行政の萎縮であったり停滞にもつながることでもあります。ただ減らすだけではなく、見直しであり、またそれが新たな施策への原資につながることを願っております。最終的には、市の活性化であり、新しい風を入れ、さらに本巣市が発展することを願うものでございます。

質問の3に入ります。

本市において、行財政改革推進についてどのように今後進められていくか、政策総点検プロジェクトに類似したものは実施可能なのか、その辺を質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

本市における行財政改革の推進につきましては、平成28年3月に第3次本巣市行財政改革大綱を策定いたしまして、大綱に掲げた基本目標であります持続可能な行財政運営の推進の達成に向けて、健全で効率的な行財政運営、人材の育成と組織の最適化、市民とともに推進する行政運営の3つの基本方針によりまして、令和2年度までの5年間の計画期間に取り組む改革の具体的な推進項目を掲げ、行財政改革を推進しているところでございます。

次に、政策総点検プロジェクトに類似したものは実施可能かという御質問でございますが、平成23年3月に策定をいたしました第2次本巣市行財政改革大綱において、量から質への行政サービスの転換を基本方針に掲げ、平成23年度に事務事業評価制度をスタートし、当初予算に計上した全ての事業を評価しました。平成24年度には、前年度に実施した事業のうち、人件費や補助金、助成金などを除いた事業を、平成25年度には、補助金等の交付事業を対象に事業評価を行い、選択と集中やスクラップ・アンド・ビルドの考え方のもと、全ての事務事業について点検・見直しを図ったところでございます。それ以降につきましても、新規に取り組んだ事業と見直しとなった事業につきまして、事務事業評価制度の中で、外部評価を含め、評価を行っております。

また、そうしたことに加えまして、毎年度の予算編成に際しまして、市長から示されます11の政策点検項目を柱といたしまして、それぞれの担当課におきまして所管事務事業の評価と点検を行い、新年度の予算編成に反映しているところでもございまして、そういうことから、プロジェクトということではございませんが、絶えず政策の点検を行っているものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鐔本規之君）

河村議員。

○5 番（河村志信君）

ありがとうございました。

事務事業評価制度という形で進められているということで非常に心強く思いますが、一市民の立場として要望させていただきますけど、見える化ですね、なかなか皆さん御努力されているのですが、明瞭にわかりやすいような方法として、以前、社会教育の関係だったと思いますけど、わかりやすく丸であるとか、三角であるとか、バツは余りなかったような感じですけど、そういう非常に、ああ、これはうまくいっているんだとか、これはちょっと課題としてまた次年度に繰り越しかねとか、点数制度がいいのか、それはこの場ではちょっとお伝えしませんが、そのような形で事業評価を継続してやっていただければ非常に心強いかなと思います。

質問の4に入ります。

行財政改革は行政運営の基本であると思います。昨今のはやりの言葉ではございませんが、持続可能なものとして永続的に進めていただきたいと。その辺について、市長のお考えをお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、政策総点検につきましての御質問にお答え申し上げたいと思います。

政策の総点検という言葉そのものは、これは別に目新しいことじゃなくて、私の県職員時代におきまして、今の古田知事が知事になったときに、政策総点検ということで、県政の全般にわたって政策総点検を行って、その後、事業等にいろいろ生かしてきているというのが第1号であります。その後、私もおくれればせながら、平成20年に市長になりましたときに、御案内のように政策総点検というのを本巣市でも行わせていただきました。

今回、岐阜市も同じように、市長がかわったときということで、多分そういうことから政策総点検ということで銘打って、また違った視点でのそういうことをやろうということでやられたんだろうと思いますし、また県内の市町におきましても、私どもの知り合い、知った人間も、同じように市長になったときに、政策総点検と銘打って、全体の事務事業の見直しというのかね、点検をされているというのが実態でありまして、これは決して別に目新しい手法ではございませんで、ずうっと過去に、首長等がかわったときに、今までの県政、市政というのをもう一度やっぱり違った目で見ようじゃないかということから、皆さんがそれぞれ行われているものというふうに思っております。

本題のほうに入らせていただきますけれども、行政改革というのは、まさしく議員お話しのように

に、永続的に進めるものであるというのはそのとおりでございまして、私もそういうふうに思っております。まして、絶えず常日ごろの行政運営の推進、そしてまた予算編成等におきまして、絶えず行政改革というのは、これで終わりということじゃなくて、ずっと行政が続く限りは未来永劫に続くものであるというふうに私も認識をいたしております。

それは何かといえ、やっぱり市民のニーズというのは日々変化して多様化しておるということで、今までやってきているものが、別に首長交代云々じゃなくて、やっぱり絶えず行政サービスが、今のものがベストであるということはなかなか言えないということで、環境の変化に応じて仕事もう当然見直していく、そしてまた今のような少子・高齢化、そしてまた財政的にも厳しい時代となれば、まさしくそういった少子・高齢化、そしてまた財政の厳しい、そういったことも視点にしながら、今までやっていた給付費等というものも当然見直していくというようなことが当然出てくるというふうに思っております、これからもそうした中で行政をスリム化・効率化というのを図っていくということが大変重要だというふうに思っております。

ということで、私が市長になりましたときに、先ほど申し上げましたようにやらせていただきました。そのときには、自分の足で市内全域を回って、地域、現場の実態を把握、そしてまた職員との対話、また行政改革というのをやりまして、内なる点検というのをやりました。また、地域座談会、また企業の皆さん方との産業懇談会、また企業訪問というようなこともやりましたし、また各種団体との意見交換会というようなこともやりまして、そういった市民との対話による外なる点検というようなことも行いまして、いわゆる内なる点検と外なる点検を合わせて市政の総点検ということを行ったところでございます。

こうした点検の結果を踏まえて、出てまいりました市政の課題・問題点というのを解決すべく、その翌年度以降に新たな政策として予算に反映してきたところでもございます。それ以降、先ほど申し上げましたように、不断に、ずっともう予算編成等々におきまして、絶えずそういう点検をしながら市政に取り組んでいるところでもございます。

それ以降、平成20年度以降の取り組みにつきましては、先ほど来、企画部長が、23年度、25年度、27年、28年と、それぞれ各年度ごとにやってきていることを、ずっと事務事業評価等々を含めてお答えをさせていただいておりますけれども、それに加えて、また先ほど申し上げましたように、私も予算編成時に毎年11の政策点検項目というのを出して、全ての行政全般にわたって点検をする、そして事業を見直す、そして直すべきものは直す、そして新しくやるべきことは、新しいものは加えるというようなことで、絶えず見直しをずっとやってきている状況でもございます。

今後とも常に政策点検を行いながら、行政のいわゆる最大の目標であります最少の経費で最大の効果を生み出す、また効率的かつ効果的な行財政運営というのに今後も努めていきたいというふうに思っております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

河村議員。

〇5番（河村志信君）

ありがとうございます。

市長に就任された初年度におきまして、市の全域を回り、地域座談会、産業関係の方との座談会、各種団体との意見交換会等、市民対話をされたということで、非常に心強く、ありがたく思っております。今後も継続的に一人でも多くの市民の方と交流していただき、市政に反映していただければ、非常にありがたいことだと思っております。ありがとうございます。

2番目のテーマに入ります。

減少しつつある老人クラブについて質問させていただきます。

昭和38年、老人福祉法が制定され、その13条で、地方公共団体は、老人の心身の健康保持に資するための教養講座、レクリエーション、その他広く老人が自主的かつ積極的に参加する事業、老人健康保持事業を実施するように努めなければならないと定められました。この法律に基づき、現在も日本各地でさまざまな老人クラブの活動が展開されています。その活動内容は、自主運営に任せられ、多くは趣味、文化、芸術、スポーツなどのクラブ活動、それから健康づくりであり介護予防対策活動を中心に、ボランティア団体であったり社会法人がリサイクル活動であったり地域高齢者の見守り活動などと多岐にわたります。

日本の65歳以上の高齢化率は27.7%、約3人に1人が高齢化となっていると。また、年金の受給が65歳からに移行しつつあると。さらに70歳へというようなうわさも出ていると。そういう時代背景の中で、日本人の平均寿命が延び、人生100年時代だということも言われています。元気な高齢者がふえている中で、その受け皿となるべき老人クラブへの加入者が減り、また老人クラブ自体が解散というような自治体もふえています。

高齢化時代における社会問題として、老人のひきこもり、1人世帯の増加に伴う孤独死など、ショッキングな言葉もニュースに載るような時代でございます。また、医療費の高騰により、健康保険の運営も逼迫してきております。一人でも多くの老人が健康で、活動的で、生き生きと生活できる社会が望まれることは当然のことだと思います。

時代の流れということで老人クラブが減少し、活動が衰退しているのは、高齢化社会での要請に反しているとも思います。現状の老人クラブの活動内容が時代にマッチしていないとすれば、それにかわる新しい活動提案もあってしかりかなと思っております。

全国老人クラブ連合会としての活動の制約や年間行事の消化というものが足かせとなって、本来の自主的で自由な活動ができていないように感じられます。また、役員のなり手がいないと。いろいろお聞きしますと、役員さんの仕事が非常に多岐にわたるといいますでしょうか、過密な状態がございまして、行事が多いかなというふうに感じました。中身を見ますと、これは見直したほうがいいんじゃないかというようなものも散見されます。

老人クラブの解散という形ではなく、今の時代のニーズに合った老人クラブのあり方への行政サイドからのアドバイス、提案も今後必要かなと。独立した老人クラブというものに対して行政がかわるということもいろいろ考え方がありますが、その辺についてお尋ねいたします。

1 番、これからの高齢化時代にマッチした老人クラブの活動への側面支援はできないものか、お尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、老人クラブ活動への側面的支援につきましてお答えをいたします。

老人クラブのクラブ数及び会員数につきましては、さきの12月議会、一般質問でもお答えをいたしましたとおり、近年は減少傾向が続いております。本年4月1日の加入状況につきましては、クラブ数が35クラブ、会員数が2,261人で、前年度同期のクラブ数38クラブ、会員数2,835人に比べ、クラブ数が8%の減少、会員数は20%の減少となっています。

本市の老人クラブは、現在、軽スポーツ大会、生きがい作品展、ねんりん芸能大会など、さまざまな活動が行われているものの、60歳を過ぎても現役として活躍する人が多くなったことや、会員の高齢化、役員のなり手不足などから、老人クラブ減少の原因となっています。

今後、高齢化がますます進む中で、老人クラブの存在は地域コミュニティーを維持する上で極めて重要であると考えております。また、老人クラブは活力と魅力あるクラブづくりを進めるとしてありますが、現状を打開する効果的な事業がない状況にあります。本市といたしましては、現在の組織を維持・継続していくためには、一定の見直しが必要であると考えております。そのためには、まず60歳以上の方にアンケート調査を実施するなどし、ニーズや課題を分析することや、会員によるワークショップを開催することで、活力と魅力ある老人クラブづくりのための具体的な事業が創出できるよう支援してまいりたいと考えております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5 番（河村志信君）

ありがとうございます。

老人クラブが発足当初、本巣市でも多くの老人クラブ、数字が115あったようにお聞きしております。それが現在35クラブと、約4分の1に減ってしまったと。先ほども何度もお話ししておりますように、時代の流れというにはちょっと寂しい数字かなと思います。

質問の2番に入ります。

老人クラブの会員の減少、クラブ自体の解散など、これは全国的な傾向のようです。その対応策、解決策など、見習うべき先進地事例があれば教えていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

老人クラブの会員数やクラブ数の減少につきましては、全国的な問題となっております。そのため、公益財団法人全国老人クラブ連合会及び県老人クラブ連合会では、平成26年度から平成30年度の5カ年計画で100万人会員増強運動が実施されました。その中の優良事例を御紹介させていただきます。

大阪府交野市老人クラブ連合会は、平成29年度まで4年連続で会員数が増加している連合会でございます。活動の特徴といたしましては、会長会、女性部会、若手部会などで構成されておりまして、各部会活発な活動が行われています。特に会員増強策として、若手部会が中心となってオープン参加のイベントを数多く開催し、非会員も気軽に参加できることで会員の増加につながっています。また、自治会と老人クラブ、ボランティア団体、学校行事との連携も活発で、積極的なかわりを持つことで老人クラブの存在感を大きくアピールしております。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

若手部会というのは多分老人クラブの中での若手ということかと思いますが、いろいろ話をほかのところで聞きますと、決して老人クラブだから高齢者の方だけの集まりであつたり活動ではなくて、若い世代ですね、20代、30代、40代、それから子どもさんたちとの交流というのもクラブの活動の一環として取り組まれているところは非常に活発的にされていると。要するにお互いに刺激がいただけると。若い方はやっぱり経験豊富な老人の方から学ぶべき面は多いと思いますし、またどうしても家にいがちな老人の方にすれば、若い世代、また子どもさんたちと交流することによって、また新たな元気がいただけるというように聞いております。

時代が変われば人も変わると。そして、当然それにしがって価値観もどんどん変わっていくと。先ほどもお話ししました年金が65歳とか、さらに70歳だとかというような時代背景の中で、現役で働く方がふえていると。60を過ぎて私も老人クラブのお誘いがあつたこともございますが、まだまだ元気で働けるというようなことで、現役の方ですとなかなか老人クラブの活動ができないわけですが、新しく会員になられる方がふえないのもそういう時代背景があるのかなと。ぜひこれからの時代に合った老人クラブをまた新しくイメージしていただいて、御提案、側面支援、アドバイスをいただければありがたいなと思います。

質問の3に入ります。

現状、老人クラブとはまた別のサロンと、これは社会福祉協議会のほうの事業になるかと思いますが、ふれあいいきいきサロンなどは活発に活動されているように感じます。余り制約がないような感じで、自由に自治会さんが企画・プランをされて開催し、多くの老人の方が集っているという

ように感じております。

本市としまして、今後の老人クラブ、老人福祉についてどのようなお考えをお持ちか、市長さんにお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答えいたしたいと思います。減少しつつある老人クラブということについての御質問にお答え申し上げたいと思います。先ほど来、健康福祉部長のほうから御答弁しておりますので、ちょっとダブる部分もありますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

現在、サロンにつきましては、今お話がありましたように、市内には61カ所、またカフェにつきましては市内6カ所に開設されておまして、活発に活動が展開されております。また、こうしたサロンなどは、またもう一方、違った目的がございまして、見守りとか安否確認につながるメリット、こういうのも有しておる仕組みでございまして、多くの高齢者の憩いの場として提供されておる現状でございします。

現在、我が国は、全国的に少子・高齢化というのが深刻な社会問題となる一方で、働き手世代の減少によりまして、2025年には1人の高齢者を1.8人で支える社会が到来すると言われております。日本の世帯数の将来推計では、2040年には全世帯に占めるひとり暮らしの割合が約40%になるというふうにされておまして、ひとり暮らしの高齢者数も今後増加するものと考えられます。

このような課題が山積する中で、今後は高齢者の社会参加というのが重要な時代になってまいります。また、その活動の場としてサロンなどもこれからどんどん重要性が出てくると思いますし、また先ほど来議論のございます老人クラブの活動も今後必要になり、活動も重要性を持ってくるというふうに思っております。

しかしながら、老人クラブの現状は、先ほど来お話がございしますように、厳しい活動状況がございします。この背景には、先ほど河村議員もお話されていまして、答弁でも申し上げておりますように、60歳というのは、加入年齢は60歳になりますけど、なかなかこれは現役世代でございまして、60歳を過ぎても現役並みに働いている人というのは大変今は多いということでございします。また、近年は、昔と違ひましてすぐ情報が手に入る、インターネットの活用によって容易に情報が入手できまして、同じような志を持った方々、いろんな方々とすぐにサークル活動、または趣味を一緒に共有する仲間づくりというのが簡単にできるということもありまして、それがあつたということで、高齢者の活動というの、どこかの団体に入って、そこでやるというんじゃなくて、多種多様の活動の場が出てきておるといふ、まさに高齢者のライフスタイルの変化も大きな一因になっているというふうに思っております。

今後の老人クラブにつきましては、先ほど先進的な事例ということで大阪府交野市の事例もお話がありましたけれども、こうした新しい取り組みというんですかね、参加しやすい仕組みづくり、

または既成概念にとらわれない新しい視点からの運営、こういうことをやっているところもございますので、ぜひこういった団体のこういったことも参考にしながら、そしてまた先ほど答弁いたしましたようにアンケート調査、そしてまたワークショップ等々で関係者方のいろんな御意見もお聞きしながら、老人クラブのあり方というのは、やっぱり時代の変化に柔軟に対応できる、そういった組織づくりということを考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

今後ともこうした一定の組織というものも必要になりますし、また個々の方々も参加できる、そういったグループみたいな形でできる組織じゃなくても、簡単に参加できるようなサロンとかカフェというようなことも、今後、これからも大変重要な政策になっていくんじゃないかというふうに思っております。今後とも重要な、これから重要ないわゆる高齢者の社会参加の時代ということでございますので、そういうものに対応できるような仕組みづくりというのが今後とも必要になってくるというふうに思っております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5 番（河村志信君）

ありがとうございます。

人生100年時代と言われますが、とても100歳は自信がございませんが、私はですね。でも、一人でも多くの方が長生きをしていただけることはありがたいことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

本巣市の高齢者の皆さんが本市に住んでいてよかったと、本巣市の高齢者は病気知らずで元気な方ばかりと、そんな評価が周りから聞こえてくると本巣市民としては非常にうれしい状況ではございますので、今後もそういう取り組みをよろしくお願いいたしますして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

澤村議員に申し上げます。

ちょっと12時を回るかもしれませんが、よろしいですか。

○6 番（澤村 均君）

はい。

○議長（鰐本規之君）

それでは、議員各位、また執行部の方におかれましては、12時を少し回るかもしれませんが、よろしくお願いいたします。傍聴者の人もよろしくお願いいたします。

続きまして、6 番 澤村均君の発言を許します。

澤村議員。

○6 番（澤村 均君）

通告により質問をさせていただきます。

お昼前の皆さんが急いでみえる中をしっかりと質問だけはしたいと思います。端的に質問しますので、よろしくお願いします。

今回、この質問に先立ちまして、まず市長さんやら本巢の市の職員の方にお礼を一言申し述べたいと思います。

せんだって、土曜日ですが、平和行進というのがありまして、東京の木場から広島まで3カ月余りかけて人が歩いて、行進して訴えるわけです、核廃絶を願って。私も20キロほど歩いてきました。

6月16日8時半、本庁舎において平和行進の出発式が行われました。藤原市長さんの核廃絶に向けたメッセージ、それと300余名の賛成の署名をいただきました。ありがとうございました。

そして、糸貫分庁舎から北方の旧庁舎、そして瑞穂の市役所へとずうっと20名余りで歩いたわけですが、ちょうど曇りで、いつ雨が降るかというような雲行きの中を無事に降られずに歩けたことを感謝しています。北方町では100余名、瑞穂市では200余名の署名もいただきました。

昨今、この高齢者時代の中で、やはり歩かれる方も70代が中心かと思われるような感じでした。でも、私も大垣まで6時間ぐらいかけて歩いたわけですが、皆さん健康でいる、本当に元気である。これは我々だけではなく、市民の皆さんにもいつまでも健康でいていただきたい、そういう思いがひしひしと伝わりながら、なおかつ原水爆禁止という大きな目標を掲げて、世界中に向けてアピールするわけです。

この本巢市では、核禁止を掲げて、ことしから本巢市の中学2年生全員が広島へ平和研修という、旅行ではないですが、本当にこれは研修です。私も昨年に続いてことしも同行して、取材がてら行ってきました。広島の平和公園の中で、中学2年生たちがまず折り鶴を献花するわけです。その後、私は本巢中と根尾中の班で同行したわけですが、本巢中のコーラス、合唱ですね、それとオカリナ、一般市民の方、観光客の方、世界各国から来ている外国の方、ちょうど日曜日でした。何百人という観衆の中で、私も本巢のコーラスはうまいなとかねがね思っていたんですが、本当に大きな拍手をいただいて、ああ、本巢市民でよかったなあという、そういううれしい思いもありました。

一日中いろんな被災地を見学しながら、歩いたり、バスに乗ったり、移動するわけですけど、一日くたくたになって研修してきた後に、夜、被爆された方の講話というお話を聞く時間があるんです。もう8時近かったです。そこで、その方はお母さんのおなかの中で被爆したという方でした。その人が、1時間ぐらいでしたか、お話しされたんですが、平和って何やというふうに問われたんですけど、誰も答えることができなかったんです。戦争がなければいいのが平和ということかなというふうに僕も考えて、思っておったんですけど、その人も本当に被爆されて、放射能の治療をしながら、お母さんもお父さんも何十年も苦しんでみえたわけです。でも、アメリカも恨んでいない、放射能を恨んでいないということを最初に言われました。何でやと思ったんですけど、平和というのは、まず今自分が元気で生きておることが平和だと、そう言われたときに、ああ、そんな大きなデモをしたり、反対、反対と言うことが本当に平和を願っているのかということじゃなくて、まず自分で健康であるか、そして家族と楽しく生活ができているか、それ以上に平和を求めなくてもそれで十分だという、もう本当にちょっと予想外のコメントで驚きを得たわけですけど、そういう中

で、本巢の子たちはその講話を最後まで聞きまして、昼の研修も真剣に聞きながら一日を過ごしたわけですけど、その最後に、同行したカメラマンさんが見えまして、その人に最後に一言ということで、ちょうど帰られるときにメッセージがあったんですけど、こんな中学生を見たのは初めてだと。真剣に、旅行、物見遊山で行く中学生とか修学旅行はいっぱいあるけど、ここまで真剣に核、広島のことを見に来てくれたというのはすごい感謝すると、地元の方でしたけど、そういうことを聞いて、ああ、来てよかったな、そういう気持ちで行ってきました。

それで、それを踏まえてこれから一般質問に入るわけですけど、時間もそこそこなので、端的に述べたいと思います。

1 番目の質問で、まず名鉄の跡地利用についてですが、私も上真桑に17年ほど住んでおりまして、この名鉄沿線は、幼稚園、小学校、中学校と、子どもの送り迎えやらでずうっとお世話になった元真正でいうとメインストリートみたいなところですね。そこに、何か話に聞きますと、ソーラーを敷かれるという話を聞きまして、もしこんなのができたらという、このソーラーが悪いとは思いませんが、今、その道路を横断というか、ちょうど分断している名鉄敷地の跡ですけど、自治会を挟んで真っ二つに分かれているようなところもありますし、ある地区だけが少し孤立しているような、そんなところも二、三見られます。そして、長い区間にわたって遮断されて、人が行き来することも難しい、そういう場所もあるということは前から知っていました。

そこで、1 番目にこの質問を持ってきたんですけど、この名鉄電車の跡地、今こういう再開発というんですかね、再利用というんですか、そういうのに利用される話があるときに、この本巢市として、今この分断されている土地を何とか、今まで名鉄というのは、この揖斐、谷汲までずうっと使ってきたわけですけど、最後に奉公としてしてもらいたいなと僕はお願いしたいんですが、今、これから未来永劫ずうっと使っていくこの自治会の道路ですか、そういうものなるべく使いやすく便利に、もちろん防災も含めてですけど、そういうふうにしてほしいという要望があることに對して、行政としてどのように考えておられるかということを質問します。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。市内で名鉄電車跡地により自治会が分断されている箇所数についてお答えをさせていただきます。

現在、名鉄電車跡地は、市内の真正地域で、東は八ツ又の糸貫川から西は海老の根尾川までの東西4キロメートルにわたっておりますが、名鉄電車跡地により分断されている自治会の数につきましては、15自治会となっております。以上でございます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

2番目の質問に入ります。

今後、もしソーラー等、再利用で完全に分断されるということになるわけですが、防災も含めてですけど、どうしても市としてこの道はつくっておきたい、ここは地域のために使いたいという要望があったりした場合、市としてこれを有効利用できるような方法はないのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、名鉄の跡地を市が取得する予定についてお答えさせていただきます。

現在のところ、名鉄の跡地の用地を取得する予定はございません。

現在、道路拡幅等に伴い、市道として名鉄跡地を無償で貸借している箇所が7カ所あります。その他には、公図上、所有者が名鉄となっているが、名鉄廃線前より現在に至るまで用排水路として利用されている箇所が14カ所あります。また、名鉄ができる前から地元住民が通行していた道、いわゆる赤道でございますが、名鉄の線路の設置に伴い、踏切が設置されなく、名鉄が廃線後に地元自治会より地域間をつなげる道路として改良要望がある箇所が5カ所あります。

今後、無償で貸借している市道の7カ所につきましては、他市町や県の動向を注視しつつ、県が県道として名鉄から使用貸借している土地を買い取るということになった場合には、市としても用地取得について検討していきたいと考えております。

また、名鉄の跡地で、先ほど御説明したとおり、現地と公図が異なっていますので、土地改良換地時に赤道・青道が誤って名鉄敷と登記されていないかなどにつきまして法務局等で調査をいたしまして、地域住民の方が不利益をこうむらないように真正な名義の回復に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

そういう箇所を一刻も早く洗い出していただいて、取得できるところ、もとの原状に戻せるところがあれば、とにかく地元のためにも、防災の関係が一番重要かと思われます。そういう点で、もう一度なるべく迅速によろしくお願ひしたいと思います。

3番目の質問に入ります。

仮にこの予定どおりソーラーが再計画というんですか、再開発ということでやられるとした場合、ソーラーというのは発電するときに騒音が出るんです。パワーコンディショナーという電力を変換するときの機械の音でしょうか、そういうものとか、あと反射光ですね、住宅が近い場合には反射

光があるという、これはもう据えたらずうっと20年とか長きにわたってそういう障害になり、害を及ぼす影響があるということを心配しております。この点について、市としてはどのようなふうにご考えておられますか、よろしくお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

ソーラー発電施設の建設につきましては、先日、名古屋鉄道株式会社から、廃線となった名鉄揖斐線の敷地を有する関係自治会に対しまして、鉄道敷地を一括売却して太陽光パネルを設置する計画であることが知らされたところでございます。規模や方法など、詳細については明確な情報は把握しておりませんが、敷地に太陽光パネルが設置されたといいたしましても、太陽光パネルによる発電装置のパワーコンディショナー等から生ずる音につきましては、装置より1メートルほど離れた場所で30デシベル程度ということでありまして、図書館や静かな住宅街以下とのことであります。また、装置が動作するのは日中のみということで、日が落ちた夜間には動作しないということで、害など影響はないとのことでございます。

次に、パネルの設置に伴います反射光につきましては、季節、時間によって入射の角度が変わって、反射方向も変化するものと思いますが、設置されるパネルの傾斜角度は10度というふうに聞いておりまして、反射光は空に向かっていくものとなりまして、影響はないというところでございます。

いずれにいたしましても、太陽光パネルの設置に当たりましては、各地域、周辺住民と設置者の間で十分に協議をしていただくことが重要であるというふうにご考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

大変よくわかりました。

それでは、2番目の質問に入りたいと思います。

最近、工業団地が完売されたということで、いろんな工場が稼働に入っております。その中で働く人たちは、圧倒的に外国人の方が多いと聞いております。アパートもいっぱい建ったりとかで、自転車で走っておられる方もほとんど外国人の方だなというところで、すごく目立つわけですけど、この就労されている外国人の方たちには、多分単身者もおられるでしょうし、家族がおられる方もおられると思います。気になるのは、その子どもたちですね。

その子どもたちの教育に関してですが、その子どもたちがこの地元の小・中学校、幼稚園なりに入ってくる可能性、また今の現況についてお伺いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、市内に居住する外国人の数ということでお答えをさせていただきますが、5月末の時点で住民基本台帳に記載をされております外国人、全体の数でございますが、710人ということでございます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6 番（澤村 均君）

先ほどちょっと2番目の質問のことまで一緒に話したような気がして、申しわけありませんでした。

その就労者の方たち、外国人の方たちの家族、またそのお子さんたちの、今現在どのような数とか、学校に通ってみえる、そういう数がわかればお聞きしたいです。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

外国人の子どもたちの就学状況についてお答えします。

現在、本巢市内には、義務教育相当の外国籍の子どもが住民票によりますと17人居住しています。そのうち、市内小・中学校に就学している児童・生徒は8人、就学していない児童・生徒は9人という状況です。

日本国籍でない子どもの保護者は、その子どもに教育を受けさせる義務はなく、就学については保護者の判断に委ねられておりますが、市といたしましては、できるだけ就学させたいと考えております。そこでまず、外国人の転入があった場合、市民課から学校教育課を紹介していただき、就学の案内をしております。住民票の異動があったにもかかわらず、小・中学校に通っていない子どもにつきましては、その都度、学校教育課の担当者が家庭に出向き、保護者と面談して子どもたちの状況を確認するとともに、小・中学校への就学を勧めています。さらに、小学校入学時には外国籍の子どもに対しても就学時健診の案内や入学通知書を送付し、就学を勧めております。この案内に対して保護者から連絡がない場合にも家庭を訪問し、就学の意向を確認しています。しかし、現状といたしましては、住民票を残したまま帰国していたり、子どもだけを母国に帰していたりして、居住していないことも多い状況です。

今後も継続的に情報収集に努め、全ての外国籍児童・生徒に教育を受けさせたいと考えております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

大変よくわかりました。

そこで3番目の質問なんですけど、この子たちが今の私たちの校区で小学校なり中学校なりに入ってきます。そうすると、まず言葉のわかる方、言葉のわからない方、いろいろとおられると思うんですけど、もしその子たちの教育、教育は受ける権利もあるんでしょうけど、やはりその子たちに職員の方たちの手が回って、肝心な本巣の子どもたちがおろそかにならないか、その職員に負担がかからないかということで、その対応の仕方をお伺いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、外国籍児童・生徒の日本語教育についてお答えをします。

現在、市内小・中学校に就学している外国籍児童・生徒は、先ほど述べた8人となっております。そのうち4人については、日本語の力も身につけてきており、学校生活に大きな支障がない状況です。そのほかの4人、内訳はフィリピン籍1人、中国籍3人ですが、この4人は日本語指導が必要な状況です。

この対応につきましては、学校や担任に任せることなく、支援体制を構築しております。フィリピン籍生徒については、県が配置する外国人児童生徒適応指導員を活用し、タガログ語を通して日本語の指導を受けております。中国籍児童については、市独自の外国籍対応支援員が学校生活の支援を行い、日本語や日本の文化について指導しています。支援員たちのおかげでどの児童・生徒も安心して生活が送れており、笑顔が多く見られています。また、この支援員の存在は、担任など先生方にとっても安心感が増し、コミュニケーションをきちんと図りながら指導することができ、教育効果にもつながっております。

現在のところ、本市においては、外国籍児童・生徒が少ない状況ですので、日本語適応教室などの必要性はありませんけれども、次代を見据え、外国籍の子どもが日本語や日本の文化になれ親しむことができる適切な支援を継続的・発展的に行ってまいります。あわせて、外国籍の子どもたちを受け入れ、ともに学ぶ本巣市の子どもたちの他国や多文化への理解や交流を進め、互いのコミュニケーション能力や語学の力にも結びつけてまいりたいと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

大変内容の充実した内容で、安心いたしました。ありがとうございます。

それでは、3番目の質問に入りたいと思います。

流行性耳下腺炎、通称おたふく風邪というやつです。これは、市民の方からこういう助成金について聞いてもらえないかということで、ちょっと勉強してきました。

このおたふく風邪にかかる子というのは、予防接種が小さいうちにあるらしくて、大体その対象者の中で半数ぐらいが予防接種を受けている親御さんが見えるということで、そのあとの半数は、やらない方というのは、理由がやっぱり副作用があったりとかということがあるということもお聞きしております。

このおたふく風邪に一度子どもがかかると、そのお母さんですね、今はもうお母さんも仕事を持って働いてみえます。その5日間から7日間ぐらい仕事を休まなければいけないという症状が出るらしいんですけど、これで1週間お母さんが仕事を休むということになると、所得のことも大変なんですけど、この看護のことにしてもそうなんですけど、こういう病気にかからないために予防接種が必要だと思うんですが、この大体今の症例で、どの程度この市としてこのおたふく風邪に関して把握しておられるのかをお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、子どもの患者数の把握状況についてお答えをいたします。

流行性耳下腺炎は、ムンプスウイルス感染による全身感染症で、3歳から6歳までの子どもに多い病気で、冬から初夏にかけて流行いたします。潜伏期間は2から3週間、発熱や両側または片方の耳下腺が腫れるなどの症状があり、そのうち1から10%に無菌性髄膜炎などの合併症が報告されております。

議員御質問の子どもの患者数の把握につきましては、市町村ごとでの把握はできませんが、岐阜県感染症情報センターが行っております定点患者情報で、保健所圏域と県全体の患者数を疾患別に把握することができます。ことし1月1日から5月27日までの報告によりますと、流行性耳下腺炎の患者数は、岐阜圏域で7例、県全体で30例となっております。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

そこで、今度は2番目の質問に入りたいと思います。

仮に市として予防接種をやった場合ですけど、この想定規模というんですか、人数というんですか、それをちょっと教えていただきたいです。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

議員御質問の予防接種につきましては、流行性耳下腺炎の好発年齢が3歳から6歳であることから、1歳から3歳の時期に接種を行うことといたしますと、約700人のお子さんが対象となります。

現在、定期接種を行っておりますMRワクチンや水痘ワクチンと同じように価格設定をいたしますと、1人8,000円から8,500円で2回接種をいたしますので、1,120万円から1,190万円となります。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

よくわかりました。

そこで、この受けられない方の半数というのは、このお金の問題かと思われます。この8,000円の予防接種を2回打つということは大変な負担になると思いますけど、インフルエンザ等で一応市のほうも助成金が出たということで大変喜んでおられる親御さんも多いんですけど、このおたふく風邪に関して、市として助成することはできないのかということをお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

流行性耳下腺炎のワクチンにつきましては、1993年にMMRワクチンの使用が中止になりまして以降、任意予防接種のままで現在に至っております。

流行性耳下腺炎に罹患することによって起こる合併症の危険については、小児科医の先生方からもワクチン接種を推奨する意見が出されている状況でもあります。

現在、流行性耳下腺炎ワクチンの定期接種化については、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で継続して審議がされているところでございます。

本市における助成制度の創設につきましては、国・県の動向を注視しながら適切に判断してまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

できれば、今後、その予防接種の助成金についても一考していただきたいと、よろしくお願いしたいと思います。

4番目の質問に入りたいと思います。

通学路の交差点付近の安全についてというざくつとした話なんですけど、毎日のように車のペダ

ルの踏み間違いで交差点に車が突っ込む、きのうもありました。こういう車の予防というか、事故を防ぐというのは、偶発的な面がかなりあると思うんですけど、今通っている通学路とか交差点でいかに事故が多いかということを考えたときに、2次被害を受けないために、通学児童・生徒の安全、これが一番気になるところであります。

そこで、市として安全確保の状態はできているのかということを質問いたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長と溝口教育委員会事務局長に求めます。

初めに、原産業建設部長に答弁を求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、交通事故の2次被害から通学児童・生徒の安全確保についてお答えさせていただきます。

大津市で起きた、散歩中の保育園児らの列に車が突っ込み、園児2人の方が亡くなった痛ましい事故を受けて、当市において通学路に指定されている市道の交差点22カ所の緊急調査を実施いたしました。その結果、交差点22カ所のうち、防護柵設置済みは6カ所、未設置は16カ所と確認しております。未設置の16カ所のうち9カ所については、待ち場等もなく、地形的に設置困難ではありますが、残りの7カ所につきましては、周辺状況により設置が可能と判断できる箇所でございました。

今後は、通学路改善会議の意見も踏まえ、防護柵の設置が必要と判断される箇所につきましては、設置を行っていきたいと考えております。また、子どもたちの大切な命を守るためにも、国道や県道の交差点においても安全対策を行っていただくよう、強く要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

続いて、溝口教育委員会事務局長に答弁を求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、交通事故の2次被害から児童・生徒を守る安全確保についてお答えをさせていただきます。

今、産業建設部長も申しましたように、大津市で保育園児が巻き込まれた交差点での事故は、保育士がさまざまな安全対策をとっていたにもかかわらず、幼い命が犠牲となり、悲しみを禁じ得ません。子どものとうとい命を守り抜くため、できる限りの安全対策を講じたいと考えております。

事故を受けまして、各幼児園では、すぐに遠足などの園外活動のルートを再点検いたしまして、危険箇所を地図上にあらわし、まず保育士全員で情報を共有してまいりました。そして、危険箇所を一つずつ見直し、道路の待機場所や横断の仕方を変更するなど、最大限の努力によって活動を進めている状況でございます。

また、各小・中学校では、交差点で待つときはできるだけ道路から離れた位置で待つ、それから

大きな道路ではガードレールのあるほうを歩くなど、自分で自分の身を守る教育に力を入れております。毎年行っております通学路の危険箇所の改善におきましては、今回の事故も視野に入れまして、いま一度、学校、PTA、自治会等の地域の声を丁寧に聞きながら、各関係の課と連携を図って、危険箇所の改善や通学路の変更など、対応策の検討を行ってまいります。

今後も、子どもの命を守り抜くために、環境を整え、行動を見守り、子ども自身が安全に生きる力を身につける教育を継続していきたいと考えております。以上でございます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6 番（澤村 均君）

ガードレール等の設置基準はあるのかという、この2番目の質問なんですが、見延一色のほたる公園近くの一応通学路に使っているところがあるんですけど、いまだにガードレールもなく、歩道もない、そこを子どもたちが通学しているという現状があります。前に要望して測量していただいたということで、お話は聞いてはいるんですけど、一刻も早くこういう危険箇所の除去に努力していただきたいと思います。

そこで、ガードレール等に設置基準というのはあるのかということをお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、ガードレール等の設置基準についてお答えさせていただきます。

本市における車両用防護柵の設置基準は、岐阜県道路設計要領に準拠し、設置しております。同要領によりますと、主として車両の歩道への逸脱による人的被害の防止を目的とし、歩道と車道との境界に車両用防護柵を設置することになっております。また、横断歩道周辺のような歩行者のたまり場となる空間がある場所につきましては、設置が必要と記載されております。ただし、沿道の利用状況や地下埋設物などにより車両用防護柵が設置できない理由がある場合は、この限りではないとも明記をされてございます。

しかしながら、近年では車両の歩道への逸脱による事故が多発しており、平成26年には、歩道、自転車歩行者道を整備する区間は原則として車両用防護柵を設置するよう岐阜県からの通知がされており、当市といたしましても、車両通行が多くなる2車線道路に歩道を整備する場合には、今後は防護柵を設置していきたいと考えております。以上でございます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6 番（澤村 均君）

ありがとうございました。

それでは、5番目の質問に入りたいと思います。

井戸水の安全性についてという質問なんですけど、今、質問理由の中で、市内、特に一色校区の中で砂利採取が頻繁に行われております。私も、七、八年前ですが、井戸水を飲んでいたんですけど、余りに近くで、北のほうで掘られておりました。夜遅くまで機械が動いたり、ダンプカーが入りしている、そういう今の業者とはちょっとやり方が違うと思いますが、それを機にもう井戸水を飲むのをやめました。

そこで、本市において井戸水を飲料水として使用している家庭はどの程度あるのかを質問いたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を翠上下水道部長に求めます。

翠上下水道部長。

○上下水道部長（翠 直樹君）

それでは、議員御質問の本市において井戸水を飲料水として使用する家庭はどの程度あるのかという御質問についてお答えさせていただきます。

本市の上水道事業におきまして、水道法適用外の飲用井戸使用世帯数については把握してございません。しかしながら、平成29年度の上水道加入状況を見ますと、給水区域内世帯1万2,149に対し、加入世帯が1万580でありますことから、差し引きの1,569世帯が上水道未加入世帯でありまして、上水道以外の水を使用しているという家庭がそれだけあると思われます。なお、このうち南部地域では約1,400世帯であると推測されております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

1,569世帯の方が井戸水を飲んでおられるということであります。

この砂利採取は県が許可をしているということで、採掘前、採掘後に水の検査をしているという何か向こうの出している冊子を見た記憶があるんですが、どの程度やっているのかは、これは県しか把握していないと思います。

この飲料水に地下水を利用しているということは、砂利を掘って地下水まで到達して掘っているわけですから、必ず何らかの影響があるような気がいたします。

そこで、この地下水の検査というか監視体制というのは本市としてあるのかということをお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議員御質問の砂利採取後の地下水の検査等の監視体制はあるかについてお答えさせていただきます。

砂利採取事業につきましては、市民の安全、健康保持を目的として、砂利採取事業に関する指導要綱を定め、事業の安全と安心を確保するため、平成26年度以降の事業地では、市、地元自治会、事業者を含めた3者協定を全ての現場で締結しているところでございます。地下水についても、この協定の中で、近接地下水利用者に対し、砂利採取前、施工中、施工後の3回、公的な機関で飲料水11項目の水質検査を実施し、異常を把握した場合は直ちに作業を一時中止するなどし、関係者と協議の上、原状復旧等の対応に当たりますが、今まで異常を把握した案件はございません。

また、砂利採取後の地下水の検査について、飲用井戸においては、地下水利用者が飲用井戸等衛生対策要領に基づき年1回実施するよう定められている自主検査がありますが、今まで検査で異常があったとの報告はございません。

今後、仮に検査結果で地下水利用者から異常等の報告があった場合には、環境部局とも連携をとりながら相談に乗るなどの対応を行い、市民の安全、健康保持に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

この生活で使っている飲料水というのは、非常に安全でなければいけないというのは当然なんですけど、もし検査して異常があった場合というのは、もうとんでもない手おくれだと思うんです。こういう場合のことも踏まえて、これは県に要望するべきでしょうけれども、業者への指導を徹底していただきたいということを強く要望しておきます。

そこで、6番目の質問に入りたいと思います。

防災行政無線の適正使用についてということで、この防災行政無線は防災及び広報活動を行うために使用されるものと考えております。今までにこれ以外の目的で使用されたことがあるのかということをお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、防災行政無線の使用判断基準についてお答えをさせていただきます。

防災行政無線の業務につきましては、本市の防災行政無線通信施設条例第2条に規定されておりますが、非常災害、その他緊急事項の通報及び連絡、市や官公署及び公共団体の公示事項及び広報事項の伝達、農林業に関する行政上传達を必要とする事項となっております。

また、同施行規則第14条には、自治会が受信局、屋外拡声子局でございますが、これを使用し、地域住民に放送したい事項がある場合には、放送する内容を記載した通話申込書を市に提出し、通話の承認を得られた場合には、各自治会が自治会の区域に限り通話することが可能でございます。なお、この手続につきましては、自治会長会議において自治会長に説明をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6 番（澤村 均君）

仮に防災行政無線を使用したいという届けが出た場合、この使用判断基準は誰が行うのかをお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

防災行政無線の使用に際しましては、行政の内部、あるいは自治会、町内会を問わず、通話内容を記載しました先ほど申しました申込書をいただくわけでございますが、この通話内容を精査いたしまして通話の可否を判断しておりますが、先ほど申しましたように、条例の施行規則第6条の規定によりまして、無線管理者であります総務部長、私が判断することとしております。以上でございます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6 番（澤村 均君）

今回、この質問をさせていただいた理由が1つあります。さきの県会議員選挙のさなかに、防災行政無線で、市政報告会という、そういう呼びかけがありました。これは議会内の問題かとも思われます。私の知り合いから、その無線を聞いて市政報告会に出席したと、何でおまえはおらんのやという指摘を受けました。これは強制されたものでなかったはずですが、これは議会内の問題としてこれから取り上げるべきだと思いますが、こういう防災行政無線、特に市民に大きく呼びかける場合はそれなりの適正な使用が必要ではないか、そういうことも踏まえてこの問題をあえて質問いたしました。

これで私の質問は終わります。そこで最後に、この本巢市の平和教育問題を踏まえて、広島研修にこれから毎年行くわけですが、戦後74年、これから令和の時代になっても永遠に戦争のない国であるよう願って質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

澤村議員に申し上げます。

ただいまの質問の中で市政報告会ということが述べられました。この件については、議長として、政治報告会を行う旨、全員に沙汰をしてあります。参加するか否かは議員各位の問題でありますので、そのことについて少し意味を間違えているかと思しますので、よろしくお願いをいたします。これにて一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（鰐本規之君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

6月28日金曜日午前9時から本会議を開会しますので御参集ください。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでございました。

午後0時09分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 瀬 川 治 男

署 名 議 員 上 谷 政 明

